

南部町子ども読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)



甲斐国史を読むにゃんぶくとコマちゃん

南部町教育委員会

令和 3年 3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 3 県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 4 南部町の子どもの読書状況・・・・・・・・P2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本的な考え方・・・・・・・・P2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・P2
- 3 計画の対象・・・・・・・・P2
- 4 計画の期間・・・・・・・・P2

第3章 子ども読書活動推進のための具体的な方策

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・P3
- 2 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・P3
- 3 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・P4
- 4 小・中学校における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・P5
- 5 町立図書館における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・P6
- 6 町民への啓発・・・・・・・・P7

第4章 計画の推進に向けて

- 1 数値目標(努力目標)・・・・・・・・P8
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・P9
- 3 進行管理と評価・・・・・・・・P9

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

近年、情報化社会の進展とともに社会構造は急速に変化しており、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。情報通信技術の発展やスマートフォン等の普及により、多様な情報が手元で容易に得られる社会環境の形成をもたらし、利便性が飛躍的な向上を遂げていく一方で、本を通じた情報収集や親子のコミュニケーション育成への活動は減少傾向にあり、子どもの読書意欲の停滞が憂慮されています。そうした環境下においても子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深くして、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、幼いころの「本の世界との出会い」や、その後の「読書習慣」は、子どもたちの夢の実現や、たくましく生きる力を育むなど、大きな役割を担っています。

2 国の動向

平成13年12月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。その後、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年4月に第四次基本計画が策定されました。

第四次基本計画では、第三次基本計画で指標とした不読率※1の推移が、目標とした進度での改善が図られていないことを踏まえ、「発達段階に応じた取組により読書習慣を形成すること」、「友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める」ことを主な方策として掲げています。また、市町村の推進計画策定率については、第三次に引き続き、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の達成を目指しています。

※1 ○不読率・・・学校の授業時間以外に、全く本を読まない人の割合（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）。

○第三次基本計画で指標とした不読率・・・平成24年4月から令和4年3月までの10年間で半減。

3 県の動向

山梨県内の子どもの読書活動を統合的に推進していくため、推進法第9条第1項の規定に基づく計画として平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下「実施計画」という。）が策定されました。その後、平成24年3月に第二次実施計画が、平成29年3月に第三次実施計画が策定されました。

第三次実施計画は、国の第三次基本計画と「やまなし教育大綱※2」及び「新やまなしの教育振興プラン※3」（以下「教育振興プラン」という。）に基づき策定され、子どもの読書活動を推進する「地域づくり」、「人材の育成」、「環境整備・充実」、「普及・啓発」の4点が実施目標として定められています。また、実施計画は、教育振興プランの個別実施計画としても位置づけられ、子どもの読書活動の推進が教育振興における重要な基本政策の一つであることを示しています。

※2 平成28年2月に知事が定めた本県教育の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策。

※3 平成26年度から平成30年度までの5年間で計画期間として県教育委員会が策定した教育振興の基本計画。

4 南部町の子ども読書状況

平成31年度の全国学力・学習状況調査の結果から、本町の子どもたちの不読率は、小学生が8.2%（15.6%、18.7%）※4と県と全国よりも数値が上回っているのに対し、中学生は34.6%（27.4%、34.8%）と県の数値を下回る結果となっています。また、「読書は好きですか」の設問結果は、「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と回答したのが、小学生は83.7%（78.4%、75.0%）、中学生は65.4%（72.3%、68.0%）とやはり小学生で上回り、中学生では下回る結果となりました。

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、様々な情報メディアに囲まれて過ごしています。これら情報メディアの普及や成長に合わせ、子どもたちの興味や関心も多様化し、生活習慣も変化してきています。その変化の過程において、本と出会う機会が少なくなり、読書を楽しむことや読書習慣を形成することは難しくなります。全国的にも学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあり、調査の結果から、本町でも同様の傾向であることが伺え、発達段階に応じた取り組みを重点に読書習慣の推進をする必要があります。

※4 （ ）内の数値は、山梨県、国の順。以下、同順。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本町の全ての子どもたちが、たくましく、しなやかな心で、輝かしい未来を切り拓いていくことを願いながら、子どもたちが自ら本との出会いを求め、継続した読書習慣が身に付くよう、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、町立図書館等関係機関の役割を明確にし、連携・協力しながら、町全体で子どもの読書活動を推進します。

2 計画の位置付け

この「南部町子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）は推進法第9条第2項の規定に基づく計画です。国の第四次基本計画と県の第三次実施計画及び「南部町教育振興基本計画（教育大綱）※5」に基づき、本町における子どもの読書活動の推進に関する施策や取り組みの方向を示すとともに、関係機関の連携の下、子どもの読書活動を推進するため策定するものです。

※5 第2次南部町教育大綱に代えて、令和2年4月に町及び町教育委員会が策定した教育振興の基本計画。

3 計画の対象

この推進計画は、町内在住の概ね15歳以下の子ども及びその保護者を対象とします。

4 計画の期間

この推進計画は、令和3年度から概ね5カ年とし、必要に応じて見直します。

第3章 子ども読書活動推進のための具体的な方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭で読書活動を推進することの意義と役割

子どもが本を読むようにするための最初の入り口は、家庭において「聞かせること」にあります。乳幼児期から発達段階に応じて、習慣的に読み聞かせを行い、その楽しさを読み手の大人と共有することで言葉を理解し、読解力が高まり、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことができます。さらに、読書を通じて、家族で感じたことや考えたことを話し合うことにより、家族間のコミュニケーションを深めることができます。

このように、家庭において、子どもと保護者の間に本がある環境、子どもの傍らに常に本がある環境が、子どもの生涯にわたる読書習慣の基礎を築いていくこととなります。これには、保護者の果たす役割は非常に大きいと言えます。

そのためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、このような環境を作り出し、子どもに積極的に働きかけることが肝要です。これには、保護者自身も読書をし、本に関する情報を入手する必要があります。また、家庭での読書活動を社会全体で支援し、読書活動の機運を高めていくことも重要です。

(2) 具体的な取組

【保護者への普及・啓発活動の推進】

- ◆ 保護者や大人に対して、家庭での読み聞かせや読書の時間を持つことの重要性について理解の促進を図ります。
- ◆ 保護者向けの講座を開催し、子どもに薦めたい本の選び方、本との出会わせ方等を知る機会を提供するとともに、読書習慣の定着を図るための支援活動を行います。
- ◆ 読書ボランティアと連携し、子どもと保護者が共に参加し体験を共有できる事業を実施します。
- ◆ 子育て支援事業、資料紹介展示、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）における読書推進イベント等を開催し、読書の大切さを伝えるとともに、家族で読書活動に親しむ機会を提供します。
- ◆ 読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報等を積極的に提供します。
- ◆ 子どもの発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを整備し、広く周知することで、保護者が主体的に本を選ぶことができるように支援します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域における子どもの読書活動の推進と役割

子どもが日常的に過ごす地域には、児童館や公民館、放課後児童保育等、子どもや保護者にとって身近な居場所が準備されています。これらの施設には、多くの場合、図書室に相当する場所が設けられており、地域における子どもの読書活動は、これらの施設が大きな役割を担っています。

これらの諸機関が、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を示し、そのうえで町立図書館等と連携し、保護者やボランティア等の協力を得て、子どもと本を結びつける様々な機会を提供するなど、図書館以外でも身近なところに読書の出来る環境を整備していくことが重要です。

(2) 具体的な取組

【普及・啓発活動の推進】

- ◆ 児童館や公民館、放課後児童保育と連携し、地域における子どもの読書活動を推進します。
- ◆ 読書ボランティア等と連携した読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供するための活動を支援します。

【読書環境の充実】

- ◆ 各施設の図書室・図書コーナーの設置、図書の充実を促します。
- ◆ 読み聞かせ用図書等、子どもの読書活動の推進のために必要な資料の団体貸出を行います。

【子どもの読書活動についての資料・推薦図書リストの作成・配布】

- ◆ 子どもの読書活動についての資料や推薦図書リスト等を作成し、配布します。

【子どもの本と子どもの読書に関する情報の提供】

- ◆ 地域での読書活動を充実させるため、読書活動に関する情報提供や助言、地域のボランティアの紹介等を行います。

3 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進と役割

幼稚園・保育所は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育方針」（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。

幼稚園・保育所は、幼児期における読書活動推進の拠点です。語句や語い力を身に付けるだけでなく、読書経験から読解力や想像力、感受性等を培い、将来の読書の基礎を育む働きを担っています。さらに読書の大切さについて大人が理解を深めるための講習会や情報交換の場としての役割が期待されています。

このため、子どもや保護者が本に触れる様々な機会を提供し、読書の楽しさを知ることができるよう、読書活動に関わる情報を保護者等に伝えていくことが重要です。

(2) 具体的な取組

【普及・啓発活動の推進】

- ◆ 子どもが読書に親しむ機会を提供する活動を推進します。
- ◆ 子どもの発達段階や子どもの状況に応じて、本に触れる機会が増えるような事業を実施していきます。
- ◆ 幼稚園・保育所と連携し、様々な機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書活動の意義についての理解を図ります。

【人材の育成】

- ◆ 子どもの読書活動に関わる職員を対象に、子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修を積極的に受講するよう促します。
- ◆ 子どもの読書活動を中核となって推進できる人材の育成を目的に、研修を積極的に受講するよう促します。
- ◆ ボランティアとして活躍する保護者等が、子どもの読書活動について学ぶ機会を提供します。

【読書環境の充実】

- ◆ 各施設の図書コーナーの設置、図書の充実を支援します。
- ◆ 読み聞かせ用図書等、子どもの読書活動の推進のために必要な資料の整備に努めます。

【子どもの読書活動についての資料、推薦図書リストの作成・配布】

- ◆ 子どもの読書活動についての資料や推薦図書リスト等を作成し、配布します。

【子どもの本と子どもの読書に関する情報の提供】

- ◆ 子どもの読書に関する情報提供や助言、地域の読書ボランティアの紹介等に努めます。

4 小・中学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書習慣を形成していくために学校が果たす役割は非常に大きいといえます。子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を培っていくため、学校では、児童・生徒が自由に本を手に取り、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、発達の段階に応じた適切な支援をしていくことが大切です。

また、近年、言語活動（記録、要約、説明、論述、討論等）の活性化により確かな学力を形成していることとする取り組みが広がっており、言語活動の基盤をつくる読書活動に期待するところがますます大きくなっています。

そこで、学校図書館を中心に、町立図書館やボランティア等と連携しながら、学習指導要領を踏まえた積極的な読書活動を、学校全体で推進していくことが必要です。また、学校司書と他の学校職員とが情報交換をする機会を設けることが大切になります。学校には、教科の学習等を通じて児童・生徒の読書意欲を高めるとともに、児童・生徒が読書の楽しさと出会うことができる環境や機会を積極的に作り出すことで、生涯にわたる読書習慣の確立を図ることが期待されています。

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程に寄与する「学習情報センター」としての機能を備え、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。

(2) 具体的な取組

【学校図書館を活用した学校全体での取組の推進】

- ◆ 学校図書館を中心に、学校全体で読書活動が推進されるよう、子どもの読書活動に関する情報の提供に努めます。
- ◆ 全校一斉読書（朝の読書等）や読み聞かせ等の活動が一層推進されるよう、推薦図書の紹介等を行います。

- ◆ 読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、読書交流、調べ学習を取り入れた授業を推奨するとともに、読書内容の充実を図り、不読率を減らす取り組みを促します。

【学校図書館の整備・充実】

- ◆ 学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、蔵書の質的・量的な充実を図るよう努めます。
- ◆ 児童・生徒の実状に応じた図書資料や読書活動に関する情報を収集・提供し、誰もが豊かな読書活動を実施できるよう支援します。
- ◆ 学校図書館の機能の充実を図るよう努め、多様な図書資料を活用した授業に取り組みめるよう、図書資料を整備するよう促します。
- ◆ 学校図書館をより有効に活用できるよう、引き続き学校司書の配置を進めるよう努めます。

【人材の育成】

- ◆ 学校司書及び教職員が子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつけるための様々な実技と理論を学べるよう、積極的に研修を受講するよう促します。

5 町立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 町立図書館で読書活動を推進することの意義と役割

町立図書館は、子どもたちが読書の楽しさを知ることができるよう、身近な読書環境を整え、読書活動を推進する中核としての役割を担っています。

そのため、本町の子どもが、成長や発達等に応じて本と出会う機会が得られるよう、図書館資料の整備・充実を図ることが重要です。また、学校や公民館、児童館等の関係機関及び読書ボランティア等の民間団体、地域住民と協働し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する諸活動が行われるよう積極的に支援していく必要があります。

(2) 具体的な取組

【町立図書館の整備・充実】

- ◆ 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）及び国の基本計画に基づいて、町立図書館の整備と蔵書の充実を図るよう努めます。
- ◆ 利用者に対して適切なサービスを提供するために、利用者の生活圏、町立図書館の利用圏等を十分に考慮し、移動図書館等の導入の検討を行い、町全域にサービスが行き渡るよう配慮に努めます。

【専門的職員の養成や配置】

- ◆ 図書館職員が、子どもの読書活動に関する専門的知識・技術を習得できるよう積極的に研修を受講するよう促し、専門的職員の適切な配置や養成を図るよう努めます。

【子どもの資料・情報の整備・充実】

- ◆ 豊富で多様な図書資料等を計画的に整備するよう努めます。
- ◆ インターネットを利用した蔵書情報の公開・検索等、図書館機能の情報化を推進します。

【おはなし会等の実施】

- ◆ 子どもが読書に親しむ機会を提供するため、子どもの本の貸出の他に、読み聞かせやストーリーテリング※6、パネルシアター等を行うおはなし会やブックトークの実施、子どもに薦めたい図書の展示等の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方等の講習会等を実施するよう努めます。

【乳幼児へのサービスの提供】

- ◆ 子育て支援事業や乳幼児健診等と連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供するよう努めます。

【青少年へのサービスの提供】

- ◆ 培ってきた読書習慣を継続的に維持することができるよう、年齢と子どもの興味関心に合わせて本を提示する等、サービスの充実を図るよう努めます。

【障害のある子どもの読書活動】

- ◆ 障害のある子どもの読書活動を支援するため施設面での配慮を行い、触る絵本や布の絵本、拡大写本等の資料の充実を図ります。また、診療所や福祉施設等と連携したサービスの充実を図るよう努めます。

【関係機関との連携】

- ◆ 町内の幼稚園・保育所、小学校、中学校、児童館、図書館ボランティアグループ、公民館、育成会等の関係団体と連携して子どもの読書活動を推進します。
- ◆ 学校等の要望に応じて、職員等を講師として派遣し、読書の大切さや本の選び方、本の紹介等の講座や実技を行うことで、学校における読書活動の推進を支援します。

【読書ボランティア等の参加促進】

- ◆ 子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技術等を有する者がボランティアとして参加できるよう働きかけるとともに、ボランティア希望者への情報の提供や、養成のための研修を実施するよう努めます。

※6 語り手が昔話や創作などの物語を覚え、自分の言葉で語り聞かせること。

6 町民への啓発

(1) 広報・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進していくためには、家庭における保護者、学校における教職員等、子どもの身近にいる大人が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解していくことが必要です。

また、町全体で子どもの読書活動を推進していくために、広く町民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが大切です。さらには、読書活動を通じた地域づくりも望まれます。

(2) 各種情報の収集と提供

町全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの読書活動に関する情報をいつでも、どこでも、だれでも利用できることが大切です。

多くの人々が、子どもの読書活動の様々な事業や取組等に関する情報に容易に接し活用できるようにすることで、広く町民の興味や関心を引き出すことが期待できます。さらに、子どもの読書活動に携わる人たちの意欲を高めることにもつながります。学校、町立図書館、ボランティア等における、子どもの読書活動に携わる人たちのそれぞれの特色を生かして子どもの読書活動の推進に取り組むよう働きかけを行うとともに、その優れた取り組みを奨励し、広く紹介できるよう努めます。

(3) 読書環境の整備

大人が日常生活において、読書活動に積極的に取り組むことは、子どもたちの読書習慣の形成に大きな役割を果たします。

子どもの読書活動を一層推進していくために、家庭や地域の大人が自ら読書に親しみ、読書活動の意義や重要性について理解及び関心が深まるよう、関係機関の連携の下、町全体で読書活動に取り組む環境の整備に努めます。

(4) 具体的な取組

【子ども読書の日・こどもの読書週間・読書週間等における普及・啓発活動の推進】

- ◆ 「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)を通して、子どもの読書活動についての関心が深まり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が促進されるよう、その理念に相応しい事業を行うよう努めます。

【子どもの読書活動に役立つ情報の提供】

- ◆ 読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報を、ホームページ、広報誌等を通じて提供します。
- ◆ ホームページ、広報誌、図書館だより等を通して、推薦図書等を紹介します。
- ◆ 子どもの読書活動を地域づくりに生かすために、広く町民に対して子どもの読書活動の理解を促します。
- ◆ 子どもの本との出会いを支援するために、発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを作成・配布します。
- ◆ 子どもの読書活動の推進に関する先進的な取り組みや特色ある事例、連携・協力事例等を収集し、効率的に事業を行うよう努めます。

第4章 計画の推進に向けて

1 数値目標(努力目標)

推進計画期間中に達成が期待される数値目標を設定します。

項 目		平成31年度	令和7年度
読書が好き人の率	小学校	83.7%	85.0%
	中学校	65.4%	72.3%
不読率	小学校	8.2%	7.2%
	中学校	34.6%	27.4%
町立図書館における15歳以下の1人あたりの年間貸出冊数		19.1冊	21.6冊

2 計画の推進体制

この推進計画に掲げられた子ども読書活動を推進するため、教育委員会が中心となり、関係機関が相互に連携し、取組の実施に努めます。また、町立図書館は、子どもの読書活動を地域毎にきめ細かく支えていく上で、中心となる重要な役割を担っています。今後も地域の実情を踏まえながら、全ての子どもたちに豊かな読書活動の場が与えられるよう読書環境の整備を進めていく必要があります。そして、子どもだけでなく、大人も読書に対する関心を深め、町全体で継続的な読書習慣の推進に努めていきます。

3 進行管理と評価

教育委員会は、この推進計画が、着実かつ効果的に推進されていくために、関係者等で組織する「南部町子ども読書活動推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催し、施策の進行管理を行います。推進会議は、調査による目標達成状況等の把握を行い、改善策を検討します。